

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の2第 1 項第 3 号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則(平成 7 年水戸市規則第16号)第 129 条の2第 1 項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7年 3月 3日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約をする内容

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 業務名 | 水戸駅南口駅前広場清掃業務委託 |
| (2) 業務内容 | 水戸駅南口駅前広場におけるごみの収集及び清掃 |
| (3) 委託期間 | 令和7年4月1日から令和10年3月 31 日まで |
| (4) 発注課 | 建設部道路管理課 |

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

(1) 決定方法

下記の選定基準を満たす、公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の範囲内の場合、契約を締結する。

(2) 選定基準

高年齢者等の雇用の安定に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 37 条に規定するシルバー人材センター連合であり、その所在が市内にあること。

3 申請方法

- | | |
|--------------|--|
| (1) 見積書の提出期限 | 令和7年3月28日 |
| (2) 見積書提出先 | 〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号本庁舎5階
水戸市 建設部 道路管理課 |